

平成28年 教育委員会第16回定例会 会議録

日 時 平成28年9月27日（火）

午後3時07分～午後3時43分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

- (1) 『議案第40号』千代田区教育委員会事務局文書専決規則の一部を改正する規則

第 2 報告

【子ども総務課】

- (1) 平成28年度第3回区議会定例会報告

【子ども支援課】

- (1) 千代田区立幼稚園、幼保一体施設及びこども園の入園募集

【指導課】

- (1) 平成28年度 東京都学力調査の結果

第 3 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表  
(2) 広報千代田（10月5日号）掲載事項

出席委員（4名）

教育委員長	中川 典子
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	金丸 精孝
教育長	島崎 友四郎

出席職員（9名）

子ども部長	保科 彰吾
教育担当部長	小川 賢太郎
子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	村木 久人
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども支援課長	加藤 伸昭
児童・家庭支援センター所長	新井 玉江
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	柳 晃一
指導課長	杉浦 伸一

欠席委員（0名）

欠席職員（1名）

子育て推進課長	土谷 吉夫
---------	-------

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	飯島 容子

中川委員長	開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。 ただいまから平成28年教育委員会第16回定例会を開会します。 本日、新井児童・家庭支援センター所長は、他の会議に出席のため遅参いたします。土谷子育て推進課長は、他の公務により欠席します。 今回の署名委員は古川委員にお願いいたします。
古川委員	はい、承知しました。

### ◎日程第1 議案

#### 子ども総務課

#### (1) 『議案第40号』千代田区教育委員会事務局文書専決規則の一部を改正する規則

中川委員長	それでは、日程第1、議案に入ります。 議案第40号、千代田区教育委員会事務局文書専決規則の一部を改正する規則について、子ども総務課長より説明をお願いいたします。
子ども総務課長	それでは、千代田区教育委員会事務局文書専決規則の一部を改正する規則についてご説明させていただきます。 お手元の資料のほうをごらんいただきたいと思います。こちらの文書専決規則、いわゆる事案の決定をする際の決定区分についての決めでございます。 こちらにつきましては、今回、表現的に若干わかりにくいところが幾つか散見されましたので、文言整理ということで、少し表現を整理させていただきたいと思い、議案として提出させていただきました。 まず、今回、修正点といたしまして、別表の2項、こちら、それぞれ、教育委員会、教育長、部長、課長の権限が表の中に記載されてございますが、2項は、特に事務事業の方針、あるいは計画についての決定区分でございます。こちらについては、従来から、基本的な方針は教育委員会の議決で決定し、また、計画の設定、特に重要なものについて、教育委員会の議決を経て方針を決定しているものについての計画は、教育長の決定、その計画の執行

は部長の決定という形で区分がされていたものでございます。この区分に変更を加えるものではございませんが、現在の表現がわかりにくいことから、この表の左側の改正後のような形に改めさせていただきたいと思っております。

次に、7項でございますが、こちらは、職員の服務等に関する場合の決定区分でございます。こちらについては、服務に関する場合は、教育長、部長、課長がそれぞれ下位の者の決定を行うという形になってございます。出張あるいは研修、それから欠勤、これらはいずれも服務に関することでございますので、それぞれ表現が違ってございました。そこで、服務に関することという形で統一させていただきたいと思っております。

次の8項も同様でございます。

それから、9項、こちらにつきましては、委員会規則、それから訓令に関する区分でございますが、こちらは既に区長部局のほうでは、規則の制定については区長権限でございますが、軽易な改正につきましては副区長の権限というふうに変えてございます。教育委員会でもそれに準じた運用をしてございましたが、今回、その点について明示させていただくものでございます。

それから、16番、こちらにつきましては、昨年度末に改正させていただいた部分でございます。訴訟に関する場合は、重要な部分については教育委員会、それから重要なもの以外のものは教育長という形でしたが、そのことにはっきりわかるように、少し文言の修正をするものでございます。

修正点につきましては以上です。

こちらの規則を、平成28年10月1日から整理された形で施行させていただきたいというふうに考えてございます。

ご説明は以上です。

中川委員長

はい。説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

よろしいですか。異議があるわけじゃないんですけども、改正前の8番を見ると、「出張及び服務」と書いてあるものだから、何か服務というのは出張は入らないんだなというふうに読んだんですけども、今回は出張も含まれるんだという趣旨なんだということでもいいわけですね、要するに全てのものについては服務の中に入るという理解でいいわけですね。

子ども総務課長

はい、そのとおりでございます。

中川委員長

よろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。

金丸委員

あと、もう1点だけ。16番の審査請求なんですけれども、教育長は、「審査請求（裁決を除く）」と書いてありますけれども、一体その裁決を除く審査請求って何を意味するのかなと、よくわからなかったんですけど。受理とかそういうことですか。

子ども総務課長

そうです。裁決以外の審査請求に当たっての受理ですとか、あるいは審査



それから校外学習のあり方、それからお茶の水小学校・幼稚園の整備についてということでございます。

教育関係のものにつきましては、こちらにありますように、緑色のラインが引いてございますので、そちらでご確認ください。

次に、千代田のほうからは、待機児童と隠れ待機児童について、それから、区立学校の給食無料化について。

次に、一般質問のほうでは、永田議員から柔道の普及について。

米田議員から、障がい者の意思疎通に関する条例についてということで、学校等でのけん引式の車椅子の補助装置の利用ということについて質問が出ております。

それから、岩田議員から、いじめ対策アプリの導入について。

それから、たかざわ議員から、子どもの虐待と児童相談所の役割ということでございます。

それから、牛尾議員からは、軽井沢少年自然の家についてと保育士の確保についてということで質問が出てございます。

質問通告については以上でございますが、こちらにつきましては、今週の木曜日、金曜日に代表質問、一般質問がございますので、それに向けて、現在、答弁等を調整中でございます。その内容につきましては、また改めてこの委員会でご報告させていただきたいと思っております。

次に、第3回区議会定例会の日程でございます。日程につきましては、こちらの表をごらんいただきたいと思います。

ご説明につきましては以上です。

中川委員長

はい。説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

この予定表の中で、インターネット中継されるのはどれとどれになるのでしょうか。

子ども総務課長

29日、30日の継続会というところでございます。それから、10月19日の継続会、こちらでございます。

中川委員長

29、30と、継続会ですね。

子ども総務課長

はい。

中川委員長

わかりました。

それから、ちょっと、林議員の質問で、「昭和16年夏の敗戦」と石川区政での数値について」と、この「昭和16年夏の敗戦」というのは何なんでしょうか。

子ども総務課長

こちらにつきましては、『昭和16年夏の敗戦』という書物がございまして、その中で、いわゆる情報が正確に公表されていないことが、敗戦の1つの原因となったということで、それと同様に、現在の区政においても、ここにご覧のように、例えば待機児童数と隠れ待機児童のような正確な実態がわかる数値が公表されていないのではないかという、そういった趣旨の質問でございます。

中川委員長 ああ、そうですか。わかりました。  
いかがでしょうか。  
金丸委員。

金丸委員 1点だけ、これは意見でも何でもなくて、教育委員会としてどういうふうにしていくかということに絡むんだと思うんですけど、区長の挨拶の中では、障害者の「害」が「害する」の「害」になっているじゃないですか。公明党の議員の方の質問では、平仮名の「がい」なんです。今の流れというのは、「がい」を「害する」の「害」を使わない方向に行っているように思うんですね。そういう意味では、教育委員会としては、これをどういうふうに取り扱うかという問題が、言葉の問題としてあるんじゃないかというふうに思いました。

中川委員長 そうですね。その点につきましては。

金丸委員 別に非難しているわけでも何でもないんですが。法律自身は、「害する」の「害」を使っていますので、それが今までの流れなんですけれども、ただ、今のどうも社会の動きからすると、平仮名にするほうが何か普通になっているように思うというだけです。

中川委員長 そうですね。大体そういうふうに、平仮名にするところがふえていることは確かですね。  
子ども総務課長。

子ども総務課長 今回のこの区長の招集挨拶につきましては、この真ん中にあります「障害者差別解消法」が、この表記を用いていたことから、その流れの中での区長の挨拶ということでございますので、同様の字を用いたというふうに考えてございます。  
ただ、今後、一般的にどういう字を用いていくかについては、また、全般的な庁内での検討が必要になると思いますので、また改めて、1つの課題として受けとめさせていただきたいと思います。

中川委員長 法律と通例というのが、ちょっと違いますから。大体「がい」を平仮名にしているところがふえてきているなどというのは思いますけど。  
ほかはいかがでしょう。よろしいですか。  
(なし)

中川委員長 それでは、次に移りたいと思います。  
千代田区立幼稚園、幼保一体施設及び子ども園の入園募集について、子ども支援課長より説明をお願いいたします。

子ども支援課長 それでは、平成29年度千代田区立の幼稚園、幼保一体施設、子ども園の入園案内について、ご説明させていただきたいと思います。  
今年度につきましても、今まで同様、区立の幼稚園、幼保一体施設の2園、子ども園の2園、こちらにつきまして、来年度の園児たちの募集をしていきたいと考えております。  
こちらにつきましては、こちらの募集の人数のその下の4番のところでございますが、入園の申込書の配布の期間につきましては、10月5日の水曜日

から11月11日の約1カ月間という形でやらせていただきたいと考えています。

この配布の場所については、例年と同様、幼稚園・幼保一体施設・こども園の各園、また支援課窓口、出張所でやらせていただきたいと思っております。

入園申し込みの受付ですが、例年と同様、3日間となります。11月8日、1日置きまして10日の木曜、11日の金曜日ということで、9日については幼稚園の園行事があるということで、この1日はあけてございます。こちらの時間は、午後2時から午後4時までという形でございます。

それから、選考方法及び募集人数を超えた場合の決定でございますが、こちら、(3)のほうに記載をしているとおり、この幼稚園、またこども園につきましては、第1から第7優先がございまして、その下の②幼保一体施設の千代田幼稚園と昌平の短時間保育につきましては、第1から第4優先となっております。

大きくは、区域内に居住しているというところと、最後、通園区域外に居住している方といったところで、ご確認をいただければと思います。

1枚めくりです。

この7番ですが、今回改めてちょっとご説明させていただければと思います。新しい取り組みの1つでございます。通園区域の変更手続ということで、今まではやってございませんでしたが、特別な事情があつて、通園区域外の園に通園することが望ましいと考えられるということで、今まで毎年必ずいろいろなご意見をいただいていたところのちょっと見直しということで、やらせていただきたいと考えております。

例えばの話でございますが、自宅から本来地理的環境で近い場所に、例えば千代田幼稚園だったりしますが、そういった場所があるのに、どうしても従来の学区域の中に通園区域がありますので、その関係でどうしても昌平幼稚園に行かなければいけないという場合がございます。そうした場合に、この通園区域の変更手続をしていただくことで、その自区域内に、通常であれば通園区域外でございますが、通園区域と認めるという形の申請を今回改めてやりたいと思います。

学務課のほうで指定校変更手続というのをやっておりますが、そちらの幼稚園版だと思っていただければと思います。

こちらの変更の要件でございますが、区内で転居の予定の場合、また、兄弟が既に在園している場合、また、地理的理由、その他特別な事情があつた場合ということで、4つの要件で今回改めて試みたいと思っております。

こちらにつきましては、(2)の申請方法のところですが、書類を整えていただいて、区役所の2階、子ども支援課のほうにご提出いただくようにいたします。

それ以外の申し込みについては、ちょっと、これの前のページに載っておりますが、各園のほうで受け付けのほうを行いますので、これをする場合に

ついでのみ区役所のほうで行うというものでございます。

こちらについて、受付期間及び時間でございますが、曜日については、先ほど申し上げた曜日のおりでございますが、ただ、時間については区役所が執務している時間内にお申し込みをいただければというふうに考えてございます。これが、今回の新たな試みの1つでございます。

また、入園決定につきましては、11月18日金曜日午後1時、区のホームページまたは子ども支援課の前で発表のほうを行いたいと考えてございます。

また、1つ新たな試みというか、変更点がございます。この資料には載っていませんが、今まで空き枠がある場合、区域内の方々のために空き枠ということで、5月末まで3名枠を残しておりました。ただ、子どもの数がふえていて、正直今年度の4月もその空き枠はほとんど機能しなくなっているといったところも鑑みまして、その空き枠自体を、3名枠についてはちょっと撤廃をさせていただいて、そのまま区域内の方々たちにご提供させていただきたいと考えております。

説明については以上でございます。

中川委員長

はい。ありがとうございます。

この件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

わからないのが2点。2つともなんですが、3ページの米印、下から3つ目と2つ目なんですが、「入園申し込みは、1人につき1園です。重複申し込みはすべて無効とします」というのは、子ども支援課で一旦園に申し込みがあったのを全部集計して、チェックしているということなんでしょうかね。

子ども支援課長

まず、今おっしゃっていただいたことについては、基本的には園のほうで受け付けのほう自体してはいただくのですが、最終的な集計は子ども支援課のほうでやりますので、今ご指摘いただいたとおりでございます。

金丸委員

それから、もう一つは、その下に「入園停止期間」というのがありますが、これは何なんでしょうか。

子ども支援課長

こちらの入園停止期間、ちょっと、いろいろ書類の散逸を防ぐということで、新年度の申し込みを受け付けている期間につきましては、新年度の申し込みを受け付けて、その後の発表や、また、この後、園長による面接だったり、健康診断だったりを行いますので、その期間については、28年度中の新たに入園する申し込みというのを停止するという形でやらせていただいております。なので、これは28年度中の入園を停止する期間となります。

金丸委員

わかりました。

中川委員長

ほかはいかがでしょうか。

古川委員。

古川委員

最後のページの保育料なんですけれども、普通の幼稚園の4園と、こども園、幼保一体施設の保育料が大分違うんですが、これはどうしてなんでしょうか。



理科につきましては、観察・実験の技能を問う問題などが一部低い状況がございました。また、外国語につきましては、動詞の使い方など、表現能力を問う問題、言語、文化についての知識を問う問題が低いという傾向がございました。

これらの結果を分析し、各学校には、それぞれ、各クラス別、個別にさまざまな資料が提示されておりますので、こうした指導課の分析とともに、各学校では、この結果をもとに指導の改善に生かすことが重要です。また、これは、5年生、2年生の都の調査ではございますが、国の調査及び区独自の調査なども含めまして、各学校がそれぞれ授業改善に取り組むとともに、指導課でも各学校の支援をし、最終的には授業改善プランに役立てるという流れで、今後指導してまいります。

報告は以上でございます。

中川委員長

はい、ありがとうございました。

この件に関しまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

全体を通じて、「思考力・判断力・表現力を必要とする問題、活用問題の正答率は、全問題の正答率と比べ低くなっている。これは東京都についても同様の傾向である」というんですけど、全国の結果は出ていないのかもしれませんが、東京都以外では、こういうものは、東京都ほど低いわけじゃないという前提があるんでしょうか。そうではなくて、日本全体で、子どもたちはそういう傾向にあるというふうに考えたほうがいいんでしょうか。

指導課長

全体的な傾向だと思います。これは東京都だけで行っておりますので、国との比較はできませんが、国の調査もございまして、国も同じような結果が出ているという傾向でございます。

基礎的な問題がしっかりできて、さらにそれをステップアップさせるための応用的な問題をさらに充実させていくというのが学習の基本的な流れでございますので、その点は、全国、都、それから本区におきましても、同じような傾向がございます。

金丸委員

よろしいでしょうか。実は、問題としては、例えば5年生であれば、何%ぐらいは正答率があっておかしくないというような形で、今言った思考力とか判断力とか表現力をしようとするものについても問題がきつと出ているだろうなというふうに想像しているものですから、その原因が、もちろん基礎を押さえて、ステップアップを図ってということはもちろんそうなんですけれども、一体今の日本の子どもたちの現状、例えば塾とかそういうところで、特別に特定のことだけ習って、肝心なところは習っていないという現実があるからこうなってくるのか、それとも、小学校の教育課程そのものについて、かなり大幅な入れかえをしないとイケないのか、その辺がどうなんだろうかなという疑問を持っています。

指導課長

基本的にこういった調査の問題といたしますのは、ここ最近、新しい学力という、学力の4観点をもとに問題が構成されているわけでございますが、

今、委員がおっしゃったように、基本的なものをまず押さえた上で、その基礎をもとに、それを組み合わせたり、つないだり、取捨選択しながら、難易度の高い新たな問題を解いていく積み重ねなんですね。どこまでそれを基礎をもとに考えられるだろうかというところが、より深い表現力・思考力・判断力に影響してきます。基礎の問題と、応用問題はつながっていて、一連の問題が、難易度に軽重がつけられ、問題は作成されています。

中川委員長

よろしいですか。

この小学校5年生の中に、「国語については、話す・聞く力を問う問題の正答率は90%以上が多く高いものの、書く能力の問題で、一部正答率が20%台と低い」というふうに出ているんですけど、この書くというのは、例えば作文を書くとか、文章構成をするとか、そういうことでしょうか。

指導課長

そのようなことですが、理屈ではわかっているけど、言葉ではしゃべられても、それをきちっと文章表現で書く能力というのは表現の中でも最終段階の高いものなので、ここが弱いということです。ですから、そこをしっかりと強化するような指導を今後していかなければいけないということだと思います。

中川委員長

やっぱりそこにもう、集約されるというんじゃないかなと思うんですけど、思考力・判断力・応用力というものの総合が、やっぱり書いて表現することにつながってくるんじゃないかなと思うので。ということは、やっぱり国語の勉強というのをきちんとしなければいけないなということを改めて思いました。

指導課長

こういった客観的テストは、ペーパーに書いて得点となりますので、読んでも聞けても、ペーパーに記述して、得点となりますので、そういった点は、テストの限界もあるかと思います。

中川委員長

金丸委員。

金丸委員

もう一つ、私がよく理解していないからこういう質問になるのかもしれないんですけども。昔は、勉強というと、読む・書くであって、話す・聞くというところは抜けているから、それをたくさんやらなきゃいけないんだと言っていた時期があったような気がするんですね。それが、こういうことになると、逆に言うと、そのことを強調した結果、従前は十分できていたものが、できなくなっちゃっているのかなという疑問を持ちちゃうものですからね。それはそういうことじゃないんだろうとは思いますが、これだけを読むと、そういう疑問がどうしても出てきちゃうなというふうに思います。

中川委員長

そうですね。いろんなとり方があるんですね。昔は、読み・書き・そろばんと言うのが一番大事にされて。

やっぱり社会についても、せっかく修学旅行なんかで奈良時代とか平安時代とかいろいろめぐったりなんかしているのに、建物や何かについてとか、建築物や何かの名前がわからないとかというのもちょっと残念だなというふうに思いました。

何かありますか。よろしいですか。  
(な し)  
中川委員長 では、次へ行きたいと思います。

◎日程第3 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(10月5日号)掲載事項

中川委員長 では、日程第3、その他に入ります。  
子ども総務課長より報告をお願いいたします。  
子ども総務課長 それでは、その他事項といたしまして、教育委員会の行事予定、それから  
広報千代田(10月5日号)の掲載事項でございます。  
こちらにつきましては、資料のとおりでございます。  
教育委員会の行事予定は、こちらのとおりになってございます。  
こちらが広報の掲載事項ということでございます。  
ご説明は以上です。  
中川委員長 はい。この件に関しまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたし  
ます。  
(な し)  
中川委員長 それでは、特にないようなんです。  
教育委員のほうから何かお話はありますか。よろしいですか。  
(な し)  
中川委員長 では、特にないようなんです、以上をもって、本日の定例会を閉会いたし  
ます。ありがとうございました。